

公 告

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条の規定により、田原市給食センター整備運営事業を特定事業として選定したので、同法第8条第1項の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果を別添のとおり公表する。

平成22年12月20日

田原市長 鈴木 克 幸

特定事業（田原市給食センター整備運営事業）の選定について

1. 事業内容

(1) 事業名称

田原市給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 対象となる公共施設等の種類

学校給食共同調理場

(3) 公共施設等の管理者

田原市長 鈴木 克幸

(4) 事業範囲

事業者¹は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、新たに本施設²を設計、建設し、維持管理、運営等を遂行することを事業の範囲とする。具体的な業務内容については、募集要項等において示す。

- ・ 本施設の設計及び建設に関する業務
- ・ 本施設の開業準備業務
- ・ 本施設の維持管理に関する業務
- ・ 本施設の運営に関する業務
- ・ その他（配膳室等調査設計業務及び配膳室等整備・改修等業務）

(5) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに本施設の設計、建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の維持管理及び運営業務を行うBTO（Build Transfer Operate）方式により実施する。

2. 事業者の収入

市は、事業者が行う本施設の設計、建設、維持管理及び運営業務（以下「本件整備・運営業務」という。）に関する費用として、事業者の提案を基に金額を決定したサービス購入料を、事業者に支払うものとする。

¹ 本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者。

² 本事業で、事業者が事業用地において設計、建設等を行う施設及び設備の全てをいい、本事業における公共施設等として位置づけるものとする。

3. 市が直接実施する場合とPFI事業³で実施する場合の評価

(1) 評価の方法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号。）及び田原市給食センター整備運営事業に関する実施に関する方針に基づき、事業期間全体にわたるコスト算出による市の財政負担額の定量的評価及びPFI事業で実施することによるサービス水準に関する定性的評価を踏まえた総合的な評価を行うこととする。

(2) 定量的評価

本事業を市が直接実施した場合とPFI事業により実施した場合それぞれの事業期間全体を通じた市の財政負担額を比較するにあたり、次のように前提条件を設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、応募者の提案内容を制限するものではなく、また一致するものでもない。

³ PFI法に基づく事業。

1) 前提条件

	市が直接実施する場合	P F I 事業により実施する場合
市の財政負担額の主な内訳	支出 ①施設整備に係る費用 ・設計・建設費 等 ②維持管理・運営に係る費用 ・人件費 ・光熱水費・燃料費 ・点検・補修費 ・備品更新費 ・配送費 等 ③配膳室等整備費 ④開業準備費 ⑤地方債（合併特例債）の償還金及び支払利息	支出 ①施設整備に係るサービス購入料 ・一時支払対価（交付金、地方債及び一般財源充当分） ・割賦対価（配膳室等整備費、金利手数料等） ②維持管理・運営に係るサービス購入料 ・人件費（S P C職員分） ・S P C運営費 等 ③開業準備費 ④地方債（合併特例債）の償還金及び支払利息 ⑤モニタリング費用 ⑥アドバイザー費用 ⑦人件費（市事務職員・市栄養士・市配膳員分）
	収入 ①安全・安心な学校づくり交付金 ②地方債（合併特例債）	収入 ①S P Cからの税収（市税分） ②安全・安心な学校づくり交付金 ③地方債（合併特例債）
事業期間	設計・建設期間：2年2か月 開業準備期間：2か月 維持管理・運営期間：15年	
施設概要	事業用地：田原市赤羽根町東山60番他 敷地面積：約14,000㎡ 調理能力：1日当たり9,000食 給食提供対象：小学校、中学校、保育園、幼稚園の50施設	
設計・建設に係る費用	・施設計画に基づき設定した（配膳室等整備費も同様）。	・他事例の実績、聴き取り調査等に基づき、市が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定した。
維持管理・運営に関する費用	・既存給食センターの実績、類似事例等を基に設定した。	・人件費は、聴き取り調査等に基づき、民間動向を踏まえ設定した。 ・光熱水費は、市が直接実施する場合と変わらないものとした。 ・点検・補修費、備品更新費等は、市が直接実施する場合に比べ、民間ノウハウの活用により一定割合の縮減が実現するものとして設定した。

	市が直接実施する場合	P F I 事業により実施する場合
資金調達に関する事項※1	①交付金※2 ②地方債（合併特例債）※3 ③一般財源※4	①資本金 ②民間借入※5 ③市からの一時支払対価※6
共通条件	割引率4%、物価上昇率0%	

※1：市が直接実施する場合は、市の資金調達の内訳。P F I 事業により実施する場合は、P F I 事業者の資金調達の内訳。

※2：文部科学省の安全・安心な学校づくり交付金交付要綱を基に算定した。

※3：地方債同意等基準等による充当率により施設整備に係る費用の総額から交付金額を除いた額より算定した。金利については、現時点における水準を勘案し、設定した。

※4：施設整備に係る費用から交付金、地方債額を除いた額より算定した。

※5：施設整備に係る費用から一時支払対価（交付金、地方債及び一般財源充当分）及び資本金を除いた額より算定した。利率は、現時点における水準等を勘案し、設定した。

※6：設計及び建設に係る費用の一部については、市からの一時支払対価として、市が国からの交付金、地方債等により調達する。

2) 算定方法

上記の前提条件を基に、市が直接実施する場合の市の財政負担額とP F I 事業により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを割引率により現在価値に換算した。

3) 評価結果

算定結果により、市の財政負担額を比較したところ、本事業を市が自ら実施する場合に比べて、P F I 事業により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担が、約6.3%削減することが見込まれる。

また、事業者に移転するリスクについては、データの蓄積がないこと等により厳密な定量化は困難であるため考慮していない。

(3) 定性的評価

本事業をP F I 事業により実施する場合、上記のような定量的効果に加え、以下のような定性的な効果が期待できる。

1) 良質なサービスの提供と魅力ある給食センターの実現

本事業において、民間事業者が有する各分野の専門的な知識やノウハウを活用することにより、確実な衛生管理のもとで、約9,000食の安全でおいしい給食が安定的かつ継続的に提供されるなど、更なる給食サービスの向上が期待できるとともに、食育の場の提供、環境への配慮など、市の目指す「魅力ある給食センター」の実現が期待できる。

2) 設計・建設・維持管理・運營業務の一括発注による事業の効率化

本件整備・運營業務を一括して民間事業者に委ねることにより、維持管理・運營業務を担う者の意向を踏まえた施設整備が可能になるなど、それぞれ分離して発注する場合と比較して、事業の合理化や効率化が期待できる。

3) 適切なリスク移転及び適正な役割分担による効率的な事業運営

本事業において想定されるリスクを明確にし、かつ、適切なリスク移転及び官民の役割分担をすることにより、事業全体におけるリスクの最適化が図られ、リスクの発生抑制、事業の効率化・合理化等の効果が期待できる。

4) 財政支出の平準化

施設整備段階における財源に関しては、市が直接実施する場合、一般財源分として充当していた金額の一部を、P F I 事業により実施する場合には、民間金融機関からの借り入れで対応するため、市は維持管理・運営期間を通して毎期定められた対価を支払うこととなり、財政支出の平準化を図ることが期待できる。

(4) 総合評価

本事業をP F I 事業として実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウを活用することが可能となり、市の財政負担は、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通して約6.3%削減が見込まれるとともに、事業者へのリスク移転や業務の効率化等も期待できる。また、児童、生徒、園児及び市民に親しまれ、かつ、魅力ある給食センターの実現を図る上でも民間事業者のノウハウ等を活用することが望ましいと考えられる。

以上の客観的な評価の結果により、本事業をP F I 事業として実施することが適当であると認められるため、ここにP F I 法第6条に基づく特定事業として選定する。